

## 2025 年度技術保安管理士称号認定試験における「受験資格」の変更について

保安管理マスター制度運営員会事務局

2025 年度技術保安管理士称号認定試験の「受験資格」について、下記の通り実施要領が変更されておりますのでお知らせします。

### <変更後>

鉱業に従事した経験を有し、所属する法人または事業所等が受験を認めた者とします。

(2025 年度実施要領 5. 参照)

### <従前>

鉱業に従事した経験が 1 年以上の者であり、所属する法人または事業所等が受験を認めた者とします。

なお、合格者（鉱業に従事した経験が 1 年未満の者）に対する技術保安管理士免状の交付は、経験年数が 1 年に達した時点で、法人または事業所等から申請することにより免状の交付を受けることができることとなります。(実施要領 15. 参照)

以上